

山梨県公報

第二千五百五十五号

平成二十七年

十一月二日

月 曜 日

目次

告示

○保安林の指定の予定(七件)……………七〇五

○取用又は使用の手続開始の申立て……………七〇七

○道路の供用開始……………七〇八

公告

○公聴会の実施……………七〇八

企業局

○山梨県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の
一部を改正する規程……………七〇八

告示

山梨県告示第三百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南都留郡道志村字滝原八六八四、八六八五の乙、八六八五の丁、八六八五の戊、八七三二の丙から八七三二の戊、八七三二の庚から八七三二の壬まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝原八六八五の丁・八七三二の丁・八七三二の戊・八七三二の庚から八七三二の壬まで(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

山梨県告示第三百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

甲府市猪狩町字大ヶ原一四八の一、一一五〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大ヶ原一四八の一・一一五〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

うに保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

韮崎市上祖母石一九一の三、一九一の四、一九一の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

上祖母石一九一の三、一九一の七(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南アルプス市中野字舟久保三〇九〇の三地先・三〇九二の二地先・三〇九三の地先・

三〇九八の地先(以上四筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)

三〇九〇の一、三〇九〇の三、三〇九二の二、三〇九三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字舟久保三〇九〇の三地先・三〇九二の二地先・三〇九三の地先(以上三筆地先

国有林。次の図に示す部分に限る。)、三〇九〇の一・三〇九〇の三・三〇九三

(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、三〇九二の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町十谷字笹戸三五五七・三五六八の一・三五六八の二・三五六八の

四(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

柳川字長見山四四、四五の二・四六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、四七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹戸三五五七、三五六八の一・三五六八の二・三五六八の四・字長見山四

四・四五の二・四六(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、四七

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」〕は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町雨畑字室草里三三三八、三三三九の一、三三三九の二、三三四二の一、三三四二の二、三三四四の一、三三四四の二、三三四八から三三五〇まで、三三五一の一、三三五一の二、三三五二の一、三三五三、三三五八から三三六一まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字室草里三三三八・三三三九の一・三三三九の二・三三四二の一・三三四二の二・三三四四の一・三三四四の二・三三五三・三三五八から三三六一まで（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）三三四八から三三五〇まで、三三五一の一、三三五一の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」〕は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年十一月二日

保安林の所在場所 山梨県知事 後 藤 齋
南巨摩郡早川町赤沢字奴多ノ尾九七三、字入山九五八、九七〇から九七二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奴多ノ尾九七三・字入山九七〇から九七二まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」〕は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第三百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により収用又は使用の手続を開始する旨の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 起業者の名称

山梨県

二 事業の種類

一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力寺之前地内から同市大字万力寺相干場地内まで及び同市大字東字荒神山地内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

三 手続が開始される土地

1 収用の手続が開始される土地

山梨市大字東字荒神山、字東田、字中島及び字下河原地内

- 2 使用の手続が開始される土地
山梨市大字東字荒神山、字東田及び字中島地内
- 四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
山梨市役所

山梨県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	白井甲州線	笛吹市一宮町東新居字向原一〇 〇四番の一地先から 笛吹市一宮町石字雨田一〇三八 番の六地先まで	一六五・六	平成二十七年十一月二日

公 告

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十七年十一月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開催期日 平成二十七年十二月一日（火）午後七時
- 二 開催場所 中央市白井阿原三百一番五号 田富福祉センター
- 三 聴こうとする案件 甲府都市計画道路（田富西通り線）の変更について
- 四 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成二十七年十一月十六日（月）午後五時十五分

企 業 局

- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び中北建設事務所並びに中央市都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

山梨県企業局管理規程第十号

山梨県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十一月二日

山梨県公営企業管理者 矢 島 孝 雄

山梨県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十七年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。